

公 告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)附則第5条第1項の規定により次のとおり届出があったので、法第6条第3項において準用する法第5条第3項の規定により関係書類を縦覧に供します。

平成31年3月12日

佐賀県知事 山口 祥義

1 大規模小売店舗の変更に関する届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 ダイレックス多久店

所在地 佐賀県多久市北多久町大字多久原1516番地1

(2) 変更しようとする事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 鹿島機械工業株式会社

代表取締役 愛野 克明

佐賀県鹿島市大字常広139番地2

(変更後) ダイレックス株式会社

代表取締役 貞方 宏司

佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬930番地

イ 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(ア) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前) 開店時刻 午前8時 閉店時刻 午後7時

(変更後) 開店時刻 午前9時 閉店時刻 午後10時

(イ) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前7時30分~午後7時30分

(変更後) 午前8時30分~午後10時30分

(3) 変更する年月日

平成31年3月29日

(4) 変更に係るもの以外の事項

ア 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

1,563平方メートル

イ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(ア) 駐車場の位置及び収容台数

建物敷地内 61台

(イ) 駐輪場の位置及び収容台数

建物敷地北東側 24台

(ウ) 荷さばき施設の位置及び面積

荷さばき施設No.1(建物北西側) 50平方メートル

荷さばき施設No.2(建物北東側) 50平方メートル

合計 100平方メートル

(エ) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

建物内西側 19.5立方メートル

ウ 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(ア) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

駐車場(建物敷地北側) 2箇所

(イ) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前6時~午後10時

2 届出年月日

平成31年3月8日

3 関係書類の縦覧

(1) 縦覧場所

佐賀県産業労働部経営支援課

(2) 縦覧期間

平成31年3月12日から

平成31年7月11日まで

4 その他

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間内に、意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地を記載した意見書を佐賀県産業労働部経営支援課(郵便番号840-8570 佐賀市城内一丁目1番59号)に到着するよう提出してください。